契約メニュー定義書
［にこにこプラン２］

2026 年 11 月 1 日実施

レモンガス株式会社

目次

１　定義……1

２　対象となるお客さま……1

３　供給電気方式、供給電圧および周波数……2

４　契約容量……2

５　料金……2

附則……3

１　実 施 期 日 ……3

２　需給約款の実施にともなう切替措置……3

別表……4

１　契約容量および契約電力の算定方法……4

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金……4

３　燃料費調整……5

４　書面による通知費用……7

契約メニュー定義書［にこにこプラン２］（以下「にこにこプラン２の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款［低圧］（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売する時の料金その他の条件を定めたものです。

１　定義

次の言葉は、にこにこプラン２定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、需給約款に定義される言葉は、にこにこプラン２定義書においても同様の意味で使用します。

(1)　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(3)　消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率および基準単価には、消費税等相当額を含みます。

２　対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、原則として、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

３　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

４　契　約　容　量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表　１（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

５　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表　２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表　３（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基　本　料　金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	392.06円

(2)　電　力　量　料　金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1契約につき最初の200キロワット時まで	6,774.00円
従量料金	200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35.15円
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38.75円

附 則

１ 実 施 期 日

この供給条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

２ 需給約款の実施にともなう切替措置

この定義書の料金は、2026 年 12 月に検針日が属する料金から適用いたします。

別表

１　契約容量および契約電力の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、次により算定いたします。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)}\times\text{電圧(ボルト)}\times\frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)}\times\text{電圧(ボルト)}\times 1.732\times\frac{1}{1,000}$$

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)

に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第　6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値　1　キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および　1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とし、基準燃料価格は86,100円/klといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に 係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に 係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に 係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に 係る計量期間等

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にトによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.183 円

(3)　燃料費調整単価のお知らせ

当社は、(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページを通じてお知らせいたします。

4　書面による通知費用

(1) 需給約款の 16（使用電力量の算定）(2)に規定する検針の結果を書面にてお知らせする場合の実費相当額は下記のとおりとします。

1 電気需給契約の 1 ヶ月分につき	220 円/月

(2) 需給約款の 21（料金その他の支払方法）(1)ハに規定する払込票の発行にともない、要する実費相当額は下記のとおりとします。

1 電気需給契約につき	550 円